指定地域密着型介護老人福祉施設
（従 来 型）
運　営　規　程

社会福祉法人　刀圭会

地域密着型介護老人福祉施設　ななかまど（従来型）

社会福祉法人　刀圭会
指定地域密着型介護老人福祉施設　ななかまど（従来型）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　社会福祉法人刀圭会が開設する指定地域密着型介護老人福祉施設ななかまど（以下「当施設」という。）が実施する従来型指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第２条　地域や家庭との結び付きを重視しつつ、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるよう、老人福祉法令及び介護保険法令の主旨に従って、地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当施設では、地域密着型施設サービス計画に基づき、介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行い、地域や家庭との結び付きを重視しつつ、利用者がその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

２　当施設では、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する。

３　当施設では、少人数の明るく家庭的な雰囲気を重視し、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう努める。

４　当施設では、地域との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健、医療、福祉サービス提供者等と綿密な連携を図るよう努める。

５　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して入居生活上必要な事項について理解しやすいように説明を行うとともに、入居者の同意を得て実施するよう努める。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

（１）　施設名　　地域密着型介護老人福祉施設　ななかまど（従来型）

（２）　所在地　　帯広市西１６条北１丁目２７番地５０

（従業者の職種、員数）

第５条　当施設は、介護費保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。但し、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

（１）施設長（管理者）　１名
（２）医師　１名
（３）看護職員　１名
（４）介護職員　６名
（５）生活相談員　１名
（６）機能訓練指導員　１名
（７）栄養士　１名
（８）介護支援専門員　１名
（９）事務員　必要数
（10）歯科衛生士　１名
（11）その他　必要数

（従業者の職務内容）

第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）施設長（管理者）は、地域密着型介護老人福祉施設に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
（２）医師は、入居者の病状及び心身の状況に応じた健康管理、療養上の指導を行う。
（３）看護職員は、入居者の心身の状況に応じた看護サービスの他、地域密着型施設サービス計画に基づく看護を行う。
（４）介護職員は、入居者の心身の状況に応じた介護サービスの他、地域密着型施設サービス計画に基づく介護を行う。
（５）生活相談員は、入居者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービス調整、医療機関等の他の機関との連携を行う。
（６）機能訓練指導員は、入居者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。
（７）栄養士は、献立の作成、栄養相談、嗜好調査及び残食調査等、入居者の栄養管理を行う。
（８）介護支援専門員は、入居者の地域密着型施設サービス計画を作成し、又要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
（９）事務員は、経理、物品管理、庶務の他、他の職員の業務に属さない事項を行う。

（10）歯科衛生士は、入居者の口腔衛生に関する管理・指導を行う。

（11）その他職員は、介護の補助業務を行う。

（入居定員）

第７条　当施設の入居定員は、次のとおりとする。

（１）入居定員　１１名

（地域密着型介護老人福祉施設のサービス内容）

第８条　当施設のサービスは、地域密着型施設サービス計画に基づいて、地域との連携をはかりつつ、入居者の有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、医師及び看護職員による健康管理、介護職員等による日常生活上の世話、機能訓練、栄養マネジメントに基づく栄養管理とする。

（利用料その他の費用の額）

第９条　利用料その他の費用の額を以下のとおりとする。

（１）保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（２）利用料として、食費、居住費、入居者が選定する特別な食事の費用及び日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等の利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

（３）食費及び居住費において、国が定める負担限度額（第１段階から第３段階まで）の利用者負担額については、料金表に提示する。

（虐待防止）

第 10 条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

（１）当施設は、虐待の発生又はその再発を防止する為、措置を講じるものとする。

（２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果において、従業者に周知徹底を図る。

（３）虐待防止の為の指針を整備する。

（４）従業者に対し、虐待防止の為の研修を年 2 回以上開催。また、新規採用時には虐待防止のための研修を開催することとする。

（５）　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（責任者）を配置。

2　事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（身体の拘束）

第 11 条　当施設は、原則として入居者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

（褥瘡対応等）

第 12 条　当施設は、入居者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別紙）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 13 条　当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

（１）政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃してはならない。

（２）他入居者への迷惑行為は禁止する。

（３）外出・外泊を希望するときは、外出・外泊許可願いを施設長に提出し、許可を受けなければならない。

（４）喫煙は、特定の場所で行うこと。

（５）施設は、入居者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容と管理、決定できる権限の委任を頂いたこととする。

（非常災害対策）

第 14 条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）　防火管理者には、有資格者を充てる。

（２）　火元責任者には、事業所職員を充てる。

（３）　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）　防火管理者は、施設職員に対して防災教育及び防火等訓練を実施する。

①防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・採用時及び年２回以上

②消火訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年２回以上

③避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年２回以上
④通報訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年１回以上
⑤非常災害設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・随時
※　総合訓練を１回実施した場合は、②～④の各訓練をそれぞれ１回実施したものとする。又、うち１回は夜間を想定した訓練を行う。

（７）　その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定）

第 15 条　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることとする。

（１）　当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施することとする。

（２）　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（入居者の安全並びに介護サービスの質の確保）

第 16 条　当施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性向上に資する取り組みの促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会を定期的に開催するものとする。

（緊急時における対応）

第 17 条　施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 18 条　当施設は、安全かつ適切に質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別紙）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。又、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入居者に対し必要な措置を行う。

２　　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼する。

（協力医療機関等）

第 19 条　当施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、下記の要件を満たす協力機関を定めるものとする。

（１）　入居者の病状が急変した場合において医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

（２）　入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

（職員の服務規律）

第 20 条　職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

（１）入居者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（２）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）お互いに協力し合い、能率の向上に努めるよう心掛ける。

（職員の勤務条件）

第 21 条　職員の就業に関する事項は、別に定める就業規則による。

（職員の質の確保）

第 22 条　施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の健康管理）

第 23 条　職員は、当施設が行う年１回の健康診断を受診すること。

但し、夜勤勤務に従事する者は、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 24 条　入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

２　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別紙）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

３　管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

４　定期的に、鼠、害虫、昆虫の駆除を行う。

（個人情報保護）

第 25 条　当施設の個人情報保護に関する取り扱いを以下のとおりとする。

（１）当施設は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、入居者及びその家族に関する情報を適正に保護する。

（２）当施設は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族に関する個人情報について、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持する。

（３）あらかじめ文書により入居者及び家族の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。

（４）当施設は、業務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とし担保する。

（５） 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、当施設が別に定める苦情処理の体制と手順の規定を一部準用して迅速かつ適切な処理に努める。

（苦情対応）

第 26 条　当施設の苦情の対応を以下のとおりとする。

（１）当施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。

（２）当施設は、入居者からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 27 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

２　運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

３　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、別途協議し決定する。

４　当施設は、適切な指定地域密着型介護老人保健施設入所者介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害す

ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

付　則

この運営規程は、平成２６年　３月１６日より施行する。

この運営規程は、平成２７年　１月　１日より施行する。

この運営規程は、令和　元年　７月　１日より施行する。

この運営規程は、令和　４年１１月　１日より施行する。

この運営規程は、令和　６年　４月　１日より施行する。

この運営規程は、令和　６年１１月　１日より施行する。

修正内容：　　第１０条　（５）追加